

電力広域的運営推進機関 業務規程 新旧対照表 (案)

| 変更前 (変更点に下線) | 変更後 (変更点に下線) |
|--|---|
| <p data-bbox="1092 216 1427 296">平成27年4月1日施行 令和2年3月30日変更</p> <p data-bbox="557 722 952 821">業務規程</p> <p data-bbox="448 1436 1056 1493">電力広域的運営推進機関</p> | <p data-bbox="2427 216 2822 296">平成27年4月1日施行 令和__年__月__日変更</p> <p data-bbox="1952 722 2347 821">業務規程</p> <p data-bbox="1843 1436 2451 1493">電力広域的運営推進機関</p> |

| 変 更 前 (変更点に下線) | 変 更 後 (変更点に下線) |
|---|---|
| <p>(変更履歴)</p> <p>平成27年4月1日施行</p> <p>平成27年4月28日変更</p> <p>平成27年8月31日変更</p> <p>平成28年4月1日変更</p> <p>平成28年7月11日変更</p> <p>平成29年4月1日変更</p> <p>平成29年9月6日変更</p> <p>平成30年4月1日変更</p> <p>平成30年6月29日変更</p> <p>平成30年10月1日変更</p> <p>平成31年4月1日変更</p> <p>令和元年7月1日変更</p> <p>令和2年2月1日変更</p> | <p>(変更履歴)</p> <p>平成27年4月1日施行</p> <p>平成27年4月28日変更</p> <p>平成27年8月31日変更</p> <p>平成28年4月1日変更</p> <p>平成28年7月11日変更</p> <p>平成29年4月1日変更</p> <p>平成29年9月6日変更</p> <p>平成30年4月1日変更</p> <p>平成30年6月29日変更</p> <p>平成30年10月1日変更</p> <p>平成31年4月1日変更</p> <p>令和元年7月1日変更</p> <p>令和2年2月1日変更</p> <p><u>令和2年3月30日変更</u></p> |

| 変 更 前 (変更点に下線) | 変 更 後 (変更点に下線) |
|---|---|
| <p>(意見の聴取等) 第6条 (略) 2 本機関は、理事会において電力系統の運用に重大な影響を及ぼす議決を行うときは、当該議決に先立ち、専門的な知見を有する有識者の意見を聴取し、原則としてその結果を公表する。</p> | <p>(意見の聴取等) 第6条 (略) 2 本機関は、理事会において電力系統の運用に重大な影響を及ぼす議決を行うとき<u>その他必要と認めるときは</u>、当該議決に先立ち、専門的な知見を有する有識者の意見を聴取し、原則としてその結果を公表する。</p> |
| 第15章 緊急災害対応 | 第15章 緊急災害対応 <u>及び災害時連携計画の検討等</u> |
| (新設) | <u>第1節 緊急災害対応</u> |
| (新設) | <u>第2節 災害時連携計画の検討等</u> |
| (新設) | <p><u>(災害時連携計画の検討)</u> 第176条の2 本機関は、法第33条の2第3項に基づき、<u>災害時連携計画（法第33条の2第1項に基づき一般送配電事業者たる会員が経済産業大臣に届け出なければならない災害時連携計画をいう。以下同じ。）の検討の業務を行う。</u></p> |
| (新設) | <p><u>(災害時連携計画の提出)</u> 第176条の3 本機関は、<u>送配電等業務指針に定めるところにより、一般送配電事業者たる会員から災害時連携計画の提出を受ける。</u></p> |
| (新設) | <p><u>(災害時連携計画の検討等)</u> 第176条の4 本機関は、<u>一般送配電事業者たる会員から災害時連携計画の提出を受けたときは、法第33条の2第3項に基づき、本機関の業務の実施を通じて得られた知見に照らして、検討を行う。この場合、本機関は、必要に応じ、災害時連携計画を提出した一般送配電事業者たる会員に対して、その根拠及び考え方を聴取することができる。</u> 2 本機関は、<u>前項の検討に当たっては、送配電等業務指針に定める事項を考慮する。</u></p> |
| (新設) | <p><u>(災害時連携計画の送付)</u> 第176条の5 本機関は、<u>一般送配電事業者たる会員から提出を受けた災害時連携計画に意見があるときは当該意見を付して、速やかに、経済産業大臣に送付する。</u></p> |
| (新設) | <p><u>(災害時連携計画の変更)</u> 第176条の6 本機関は、<u>一般送配電事業者たる会員が災害時連携計画を変更したときは、送配電等業務指針に定めるところにより、当該会員から変更した事項の提出を受ける。</u> 2 本機関は、<u>前項により会員から変更した災害時連携計画の変更した事項を受け取ったときは、第176条の4に準じ、検討を行い、意見があるときは当該意見を付して、速やかに、経済産業大臣に送付する。</u></p> |

| 変 更 前 (変更点に <u>下線</u>) | 変 更 後 (変更点に <u>下線</u>) |
|-------------------------|---|
| (新設) | 附則 (令和 年 月 日) (<u>施行期日</u>) <u>第1条 本規程は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行する。</u> |